

別紙 1

受験資格と試験一覧(除く東海)

○印は実施

種別	受験資格	経験年数 (下記年数以上あること)	試験					
			学科		論文		実技	
			新規	更新	新規	更新	新規	更新
品質管理者	(1) 公的資格無しの場合	総括取得 4 年	○	不要	○	○	/	/
	(2) 技術士ほか ※1	不問	免除	不要	○	○		
	(3) 現場長等の職務経験	不問	免除	不要	○	○		
	(4) 特認(…保有者と認められた者…)	不問	○	不要	○	○		
総括技術者	(1) 公的資格無しの場合	指技取得 4 年	○	不要	○	○	/	/
	(2) 技能士 1 級、技能士 2 級ほか ※2	車両検修 2 年	免除	不要	○	○		
	(3) 助役経験	不問	○	不要	○	○		
	(4) 非現業社員または車技主任	職務経験 4 年	○	不要	○	○		
	(5) 特認(…保有者と認められた者…)	不問	○	不要	○	○		
指導技術者	(1) 公的資格無しの場合	車両検修 4 年	○	○	/	/	○	不要
	(2) 技能士 1 級、一般計量士ほか ※3	不問	○	○			免除	不要
	(3) 技能士 2 級	車両検修 1 年	○	○			免除	不要
	(4) 技能士補	車両検修 2 年	○	○			免除	不要
	(5) 助役または車技主任	不問	○	○			○	不要
	(6) 特認(…保有者と認められた者…)	不問	○	○			○	不要

※ 1 第一種、二種電気主任技術者

※ 2 技術士補、職業訓練指導員、一般計量士、第一種～第三種電気主任技術者、第一種電気工事士

※ 3 技能士・計量士・職業訓練指導員については(別紙 1-1、1-2)による

以上

別紙1の語句の解釈ほか

2019. 12. 17

1. 職名について

ア、現場長等とは

- ・ JRの本社及び支社の車両担当課長以上の職名、ならびに中央研修センター等の課長以上の職名
- ・ JRの工場、車両所の長及び職場長、科長ならびに区の長

イ、助役とは

- ・ JRの工場、車両所及び区の助役

ウ、非現業社員とは

- ・ JRの本社及び支社並びに中央研修センター等の車両検修担当主席および課員

2. 特認とは

JRの主幹担当部長(運輸部長、運輸車両部長、車両部長)がそれぞれに準ずる技術保有者として特に認めた場合

3. 「資格取得後4年経過」とは

4年の年数は途中で中断していても通算で4年あれば可

4. 公的資格の取得時期とは

公的資格による試験免除の扱いを受けるには、資格認定申請時において既に取得していれば可。

5. 更新の際の不合格者に対する次回の対応方法

次回に受験する際は「新規」で受けること

以上

技能士 (実技作業試験内容)		指導技術者 資格			
		組立・機械	鉄工・溶接	電気	塗装
建築関係					
冷凍空気調和機器施工技能士			○		
塗装技能士					
	塗装 (木工塗装作業)				○
	塗装 (建築塗装作業)				×
	塗装 (金属塗装作業)				○
	塗装 (噴霧塗装作業)				○
	塗装 (鋼橋塗装作業)				×
金属加工関係					
金属熱処理技能士					
	金属熱処理 (一般熱処理作業)		○		
	金属熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)		○		
	金属熱処理 (高周波・炎熱処理作業)		○		
機械加工技能士					
	機械加工 (普通旋盤作業)	○			
	機械加工 (タレット旋盤作業)	○			
	機械加工 (立旋盤作業)	○			
	機械加工 (フライス盤作業)	○			
	機械加工 (形削り盤作業)	○			
	機械加工 (立削り盤作業)	○			
	機械加工 (平削り盤作業)	○			
	機械加工 (ブローチ盤作業)	○			
	機械加工 (ボール盤作業)	○			
	機械加工 (横中ぐり盤作業)	○			
	機械加工 (ジグ中ぐり盤作業)	○			
	機械加工 (平面研削盤作業)	○			
	機械加工 (円筒研削盤作業)	○			
	機械加工 (心無し研削盤作業)	○			
	機械加工 (ホブ盤作業)	○			
	機械加工 (歯車形削り盤作業)	○			
	機械加工 (かさ歯車歯切り盤作業)	○			
	機械加工 (ラップ盤作業)	○			
	機械加工 (ホーニング盤作業)	○			
	機械加工 (数値制御旋盤作業)	○			
	機械加工 (数値制御フライス盤作業)	○			
	機械加工 (数値制御ボール盤作業)	○			
	機械加工 (マシニングセンタ作業)	○			
	機械加工 (精密器具製作作業)	○			
	機械加工 (けがき作業)	○			
	機械加工 (工業彫刻作業)	×			
金属プレス加工技能士			○		
鉄工技能士					
	鉄工 (製缶作業)		○		
	鉄工 (構造物鉄工作業)		○		
	鉄工 (曲げ成形・矯正作業)		○		
	鉄工 (構造物現図作業)		×		
工場板金技能士					
	工場板金 (曲げ板金作業)		○		
	工場板金 (打ち出し板金作業)		○		
	工場板金 (機械板金作業)		○		
	工場板金 (数値制御タレットパンチプレス板金作業)		○		
仕上げ技能士					
	仕上げ (治工具仕上げ作業)	○			
	仕上げ (金型仕上げ作業)	○			
	仕上げ (機械組立仕上げ作業)	○			
金属研磨仕上げ技能士		○			

技能士 (実技作業試験内容)		指導技術者 資格			
		組立・機械	鉄工・溶接	電気	塗装
一般機械器具関係					
機械検査技能士		○			
鉄道車両製造・整備技能士					
	鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業）	○		○	
	鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業）	○			
	鉄道車両製造・整備（配管ぎ装作業）	○			
	鉄道車両製造・整備（電気ぎ装作業）			○	
	鉄道車両製造・整備（鉄道車両現図作業）	×			
	鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業）	○	○		
	鉄道車両製造・整備（原動機整備作業）	○			
	鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）	○		○	
内燃機関組立技能士					
	内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）	○			
	内燃機関組立て（非量産形内燃機関組立て作業）	○			
	内燃機関組立て（内燃機関組立て作業）	○			
空気圧装置組立て技能士		○			
電気・精密機械器具関係					
電子回路接続技能士				○	
電子機器組立て技能士				○	
電気機器組立て技能士					
	電気機器組立て（回転電機組立て作業）			○	
	電気機器（変圧器組立て作業）			○	
	電気機器（配電盤・制御盤組立て作業）			○	
	電気機器（開閉制御器具組立て作業）			○	
	電気機器（回転電機巻線製作作業）			○	
	電気機器（シーケンス制御作業）			○	
プリント配線板製造技能士					
	プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）			○	
	プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）			○	
その他					
塗料調色技能士					○
計量士					
一般計量士		○			
職業訓練指導員					
		組立・機械	鉄工・溶接	電気	塗装
機械科		○			
金属表面処理科		×	×		
構造物鉄工科			○		
塑性加工科			○		
電気科				○	
電子科				○	
鉄道車両科		○			
塗装科					○
内燃機関科		○			
熱処理科			○		
配管科		○			
冷凍空調機器科			○		

○印の資格を取得している者は、それぞれの指導技術者・実技試験を免除する。

種別	受験資格	試験			
		学科		論文	
		新規	更新	新規	更新
品質管理者	<u>(1) (a)～(b)の各号該当者</u> (a)総括取得後3年経過 (b)JR東海が定める職務経歴者 (※3) <u>(2) (c)～(e)の各号該当者</u> (c)技術士(機械または電気電子)の資格 (d)鉄道設計士(鉄道車両)の資格 (e)車両部長の特認	○	不要	○	○
総括技術者	<u>(1) (a)～(d)の各号該当者</u> (a)指技取得後3年経過 (b)指技かつ技能士資格を有し、工事経験2年以上 (c)指技かつ職訓指導員資格を有し、工事経験2年以上 (d)JR東海における職務経験年数を有する (※3) <u>(2) (e)～(g)の各号該当者</u> (e)通信研修(※1)終了し工事経験5年以上 (f)技術教育C修了 (g)車両部長の特認	○	不要	○	○
指導技術者	<u>(1) (a)～(d)の各号該当者</u> (a)工事に係る経験3年 (b)技能士または技能士補資格を有し、工事経験2年以上 (c)職業訓練指導員資格を有し、工事経験2年以上 (d)JR東海における職務経験年数を有する (※3) <u>(2) (e)～(g)の各号該当者</u> (e)通信研修(※2)終了し工事経験2年以上 (f)技術教育B修了 (g)車両部長の特認	○	不要	○	○
		免除	不要	○	○
		免除	不要	○	○

※1 在来線車両Ⅱまたは新幹線車両Ⅱ

※2 在来線車両Ⅰまたは新幹線車両Ⅰ

※3 業務経験職および経験年数における技術者受験資格基準

経験職	経験年数	受験資格
現場長等	—	品質管理者
助役	—	総括技術者
非現業社員 車両技術主任	4年以上	
非現業社員 車両技術主任	4年未満	指導技術者
車両技術係 車両係	4年以上	

(注) 経験職職名は別表第1に掲げる職名を含む。

別表1

経験職の職名読替え

職名	左記職名に含まれる職名
現場長等	非現業の課長代理相当以上、 現業機関の総括助役相当以上の役職の者
助役等	非現業の係長、現場機関の助役
非現業社員	主任、主席及び課員

以上